

SGEC 文書

2 2012

理事会

2016. 1. 1

SGEC認証制度の管理運営に関する文書の一部改正

SGEC認証制度の管理運営に関する文書（抜粋）

第 6 章 認証管理委員会等

（認証管理委員会）

第 24 条 認証制度の管理運営状況について調査し、審議するために、会長は理事会の承認を得て認証管理委員会を設置する。

（改正案）

4 認証管理委員は、7 名以上 15 名以内とし、その任期は 2 年以内とする。また、認証管理委員のうち 1 名を座長とし、1 名を座長代理とする。

（現行）

4 認証管理委員は、3 名以上 7 名以内とし、その任期は 2 年以内とする。また、認証管理委員のうち 1 名を座長とし、1 名を座長代理とする。